

名護市公共下水道関連施設維持管理業務委託特記仕様書

(業務場所の所在地及び名称)

第1条 受託者が業務を履行する業務場所の所在地及び名称は次のとおりである。

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| (1) 名護下水処理場 | 【港二丁目2番1号】 |
| (2) 東系ポンプ場(名護下水処理場内) | 【 〃 】 |
| (3) 名座喜中継ポンプ場 | 【字宮里1076番地1】 |
| (4) 世富慶マンホールポンプ場 | 【字名護6496番地5】 |
| (5) 為又No.1,2,3号マンホールポンプ場 | 【字為又265-3外2筆】 |
| (6) 宇茂佐No.1,2,3,4,5号マンホールポンプ場 | 【字宇茂佐1398-9外4筆】 |
| (7) 屋部No.1,2号マンホールポンプ場 | 【字屋部141、73-1番地】 |
| (8) 山入端No.1 マンホールポンプ場 | 【字山入端38番地】 |
| (9) 宮里 No.1 マンホールポンプ場 | 【字宮里970番地】 |
| (10) 大北 No.1 マンホールポンプ場 | 【大北四丁目12番6号】 |
| (11) 喜瀬処理場 | 【字喜瀬1568番地の2】 |
| (12) 喜瀬No.1,2,3号マンホールポンプ場 | 【字喜瀬96、109、101番地】 |
| (13) し尿受入施設(名護下水処理場内) | 【港二丁目2番1号】 |

(業務概要)

第2条 本業務は、名護下水処理場に流入した下水を標準活性汚泥法により処理を行い、塩素滅菌後、名護湾へ排水基準以下で放流し、発生した汚泥を汚泥処理工程に送り濃縮後、し尿受入施設に投入されたし尿並びに浄化槽汚泥と合わさり消化・脱水処理をするとともに、消化槽で発生した消化ガスで消化ガス発電を行い、名護下水処理場の中央監視室にて喜瀬処理場の運転監視、中継ポンプ場、マンホールポンプ場、高度処理施設の運転・監視を行い、各施設の保守点検と水質試験を業務とする。

なお、消化ガス発電は、民間事業者による FIT 事業開始のため、令和7年度中に現発電機の廃止が予定されている。

(業務委託の範囲)

第3条 業務の適用範囲は、流入井以降放流渠までの水処理施設全体、汚泥処理施設、し尿受入施設、汚泥脱水業務、管理本館、消化ガス発電施設、高度処理施設、受変電施設、付帯設備と喜瀬下水処理場及び各中継ポンプ場並びにマンホールポンプ場の維持管理、また、日常の流入水、放流水に関する簡易的な水質検査、汚泥脱水、脱水ケーキ搬出業務とする。

(消化ガス)

第4条 名護下水処理場で発生する消化ガスは「名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業」における発電事業を実施する民間事業者へ有償提供を行うこととされて

いるため、日当り 2,000Nm³ の消化ガスが発生するように運転管理に努めなければならない。

(本業務の範囲)

第5条 本業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 名護下水処理場

ア 運転操作・監視業務

(ア) 中央監視及び操作

(イ) 水処理・汚泥処理施設、し尿受入施設の各種機器の運転操作

(ウ) 水処理・汚泥処理施設、し尿受入施設の各種機器の巡視点検

(エ) 喜瀬処理場、中継ポンプ場、マンホールポンプ場の監視、故障時の通報

(カ) その他業務上必要な諸作業

イ 保守点検業務（修繕、整備、し渣処理含む）

(ア) 水処理・汚泥処理施設、し尿受入施設の各種機器の点検及び保守

(イ) 水処理・汚泥処理施設、し尿受入施設の各種機器の調整及び交換

ウ 汚泥処理業務（脱水ケーキの農地還元先の確保及び運搬含む）

エ 水質試験業務（日常、通日試験等全て）

オ その他業務上必要な諸作業

(2) 喜瀬処理場（名護下水処理場と兼務）

ア 運転操作・監視業務

イ 保守点検業務（修繕、整備、し渣処理含む）

ウ 汚泥処理業務（余剰汚泥を名護下水処理場へ運搬、乾燥ケーキの積込運搬含む）

エ 水質試験業務（日常、通日試験等全て）

オ その他業務上必要な諸作業

(3) 各中継ポンプ場（場外）

ア 運転操作・監視業務、巡視点検（週1回）

イ 保守点検業務（修繕、整備、し渣処理含む）

オ その他業務上必要な諸作業

* 修繕・整備の範囲は、外部（メーカー等）発注しなければ整備・修繕できないものを除き業務の範囲とし、施設課と協議し実施する。必要な資機材については施設課で準備支給する。

(4) 水質管理並びに測定業務（採水及び簡易試験、測定）

下水道法及び下水道法施行令並びに水質汚濁防止法等関係法令の定める水質試験並びに測定業務のほか担当職員が指示する事項の作業を実施するものとする。

ア 名護下水処理場

採水・採取	測定項目	測定頻度
流入水	水温、pH、透視度	毎日
	大腸菌、COD、BOD、SS	週1回
放流水	水温、pH、透視度、残塩	毎日
	COD、BOD、SS、大腸菌	週1回
高度処理放流水	水温、pH、色度、濁度、残塩	毎日
	COD、BOD、大腸菌	週1回
機械濃縮汚泥	濃縮量、回収率、脱離、余剰汚泥濃度	毎日
脱水汚泥	回収率、脱離、含水率	毎日
消化ガスタンク	硫化水素濃度	月2回

イ 喜瀬処理場

採水・採取	測定項目	測定頻度
流入水	水温、pH、透視度	毎日
	大腸菌、COD、BOD、SS	週1回
放流水	水温、pH、透視度、残塩	毎日
	COD、BOD、SS、大腸菌	週1回

(勤務時間及び勤務者数)

第6条 勤務時間及び勤務者数は、次のとおりとするが、受託者において緊急を要するなど特別の事情があると認めるときは、この時間を超えて業務を履行しなければならない。なお、休憩時間については、労働基準法に準ずることとする。また、保守点検及び水質試験業務従事者は、名護市職員の勤務に準ずるものとする

【下水処理施設】

業務名 統括責任者

勤務時間 昼勤 AM8:30～PM5:15 月曜日～金曜日 1名

業務名 名護下水処理場運転操作監視業務

勤務時間 昼勤 AM8:30～PM5:15 毎日 中央操作監視 1名
巡視点検 1名

夜勤 PM4:30～AM9:00 毎日 中央操作監視 2名

夜勤 PM4:30～AM9:00 毎日 夜間巡視点検 2名

運転監視業務 計 6名

業 務 名	汚泥監視業務			
勤務時間	昼勤	AM8：30～PM5：15	月曜日～金曜日	1名
業 務 名	保守点検業務			
勤務時間	昼勤	AM8：30～PM5：15	月曜日～金曜日	3名
業 務 名	水質試験業務			
勤務時間	昼勤	AM8：30～PM5：15	月曜日～金曜日	3名
業 務 名	その他業務（汚泥搬出、沈砂スクリーン等搬出、場内清掃作業）			
勤務時間	昼勤	AM8：30～PM5：15	月曜日～金曜日	4名
合 計				18名

【し尿受入施設】

業 務 名	保守点検業務			
勤務時間	昼勤（し尿）	AM8：30～PM5：15	月曜日～土曜日	1名

※現在、建設中のし尿受入施設は、令和8年1月以降の稼働（試運転含む）を予定しております。

運用にあたっては、し尿受入時間の設定に合せた勤務時間の見直しも想定されます。